

企業統治の在り方に関する検討事項(1)

第1 監査役の監査機能に関する検討事項

1 監査役の権限

取締役の職務執行の監査に関する監査役の権限について、見直しを検討すべき事項はあるか。

(注) 監査役が取締役会決議による代表取締役の選定及び解職に関与することは、業務執行(決定)機関から分離された監査専門機関による監査という監査役制度の本質と整合し得るか。

(補足説明)

- 1 監査役は、取締役の職務執行を監査することとされている(会社法第381条第1項)が、代表取締役の選定及び解職の権限や妥当性監査の権限を有しないことを理由に、その監査機能には限界があるとの指摘がされている。本文は、このような指摘を踏まえ、取締役の職務執行の監査に関する監査役の権限について、見直しを検討すべき事項はあるかを問うものである。
- 2 現行法上、取締役会設置会社における代表取締役の選定及び解職は、取締役会決議によるとされており(会社法第362条第2項第3号)、監査役は、その決議における議決権を有しない。また、監査役は、取締役との兼任が禁止されている(同法第335条第2項)から、取締役を兼任することにより取締役の地位に基づいて議決権を行使する余地もない。これに対し、監査役による監査の実効性を確保するため、代表取締役の選定及び解職に関する取締役会決議において、監査役が議決権を行使することを認めるべきであるとの指摘もある。そこで、(注)は、監査役が取締役会決議による代表取締役の選定及び解職に関与することが、監査役制度の本質と整合し得るかを問うものである。

監査役制度は、業務執行及びその決定と監査とをそれぞれ別の機関が担うこととし、業務執行(決定)機関から分離された監査専門機関が監査を行うところに本質的な意義を有すると考えられる。業務執行機関である代表取締役の選定及び解職に関する取締役会決議において、監査役に議決権行使を認めることについては、そのような監査役制度の本質と整合し得るか、取締役会による代表取締役の監督機能の充実による対処の可能性と併せて、検討を要する。

なお、監査役の監査機能の強化という観点から、例えば、取締役の職務執行に重大な違法があった場合等に、監査役が取締役解任の訴えの提起権を付与するこ

とも、理論的には検討の余地があると思われる。もっとも、取締役の違法行為等の是正手段としては、監査役による差止請求権（会社法第385条）や、少数株主による取締役解任の訴えの提起権（同法第854条）が既に存するため、これらの是正手段に加えて監査役に取締役解任の訴えの提起権を付与することの当否については、その必要性・実効性や取締役解任の訴えの性質等の観点から検討を要する。

2 監査の実効性を確保するための仕組み

監査役による監査の実効性を確保するための仕組みについて、見直しを検討すべき事項はあるか。

（注1） 監査役による監査を支える体制に関する規律の在り方について、見直しを検討すべき事項はあるか。

（注2） 監査役による監査のための情報収集について、不十分な点があるか。

（補足説明）

- 1 本文は、監査役による監査が十分にその機能を果たしていないとの指摘があることから、監査の実効性を確保するための仕組みについて、見直しを検討すべき事項はあるかを問うものである。
- 2 現行法上、大会社は、業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制システム）の整備を決定しなければならないこととされている（会社法第348条第4項・第3項第4号、第362条第5項・第4項第6号）。法務省令では、監査役設置会社において、内部統制システムには、監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制を含むものとされ（会社法施行規則第98条第4項、第100条第3項）、内部統制システムの整備についての決定又は決議の内容の概要は、事業報告の内容とされている（同規則第118条第2号）。また、その相当性に関する事項が監査報告の内容とされている（同規則第129条第1項第5号、第130条第2項第2号）。

この点について、監査役と内部統制システムとの連携を強化する観点から、規律の見直しを検討すべきであるとの指摘がされている。そのような指摘に関連するものとして、内部統制システムの運用状況の内容の概要等を事業報告の内容（会社法施行規則第118条等）として追加すべきであるとの指摘もされているが、

（注1）は、その他、監査を支える体制の運用の実効性を確保する観点から、監査を支える体制に関する規律の在り方について、具体的に見直しを検討すべき事項があるかを問うものである。

- 3 （注2）は、監査役による監査のための情報収集について、不十分な点があるかを問うものである。

現行法上、監査役は、業務執行機関、従業員等に対する報告請求権（会社法第381条第2項）等を有しているが、監査の実効性を確保するためには、監査役と業務執行機関、従業員等との意思疎通が図られる必要がある（会社法施行規則第105条第2項）。この点に関連して、不祥事等の情報が従業員から監査役に対して適切に提供されていないという認識を背景に、監査役のうち一部の選任に関する株主総会の議案を従業員が決定することとすべきであるとの指摘もある。もっとも、監査役による業務執行機関、従業員等からの情報収集に不十分な点があるとすれば、従業員による適切な情報提供を促進するための方策も含め、内部統制システムの整備・運用や監査役と内部統制システムとの連携等、監査を支える体制に関する規律の在り方の見直しによって対処することがより適切であるとも思われる。監査役のうち一部の選任に関する株主総会の議案を従業員が決定することとすべきであるとの指摘については、こうした背景の分析を踏まえた検討を要する。

なお、このような指摘の背景としては、監査役が実質的に経営者によって選任されていることから、実効的な監査を果たせないという認識も挙げられている。もっとも、監査役の選任は、株主総会の決議によるものとされており（会社法第329条第1項）、また、監査役（会）は、株主総会における監査役の選任に関し、議案への同意権及び議題・議案の提案権を有する（同法第343条）。その他、監査役制度に関する累次の法改正により、監査役の経営者からの独立性を確保するための方策としては、任期の伸長（同法第336条第1項）、株主総会における解任決議に関する決議要件の加重（同法第309条第2項第7号）など様々な仕組みが既に存する。このような仕組みに加えて、更に監査役の経営者からの独立性を確保するための方策が必要であるか、検討を要する。

3 会計監査人の選解任等に関する議案等及び報酬等の決定

会計監査人の選解任等に関する議案等及び報酬等の決定に対する監査役の関与の在り方について、見直しを検討すべき事項はあるか。

（注1） 会計監査人の選解任等に関する議案等及び報酬等の決定を監査役（会）の権限とすることについて、どのように考えるか。

（注2） 上記（注1）に関連して、委員会設置会社において、会計監査人の報酬等の決定を監査委員会の権限とすることについては、どのように考えるか。

（補足説明）

- 1 現行法上、監査役設置会社における会計監査人の選解任・不再任に関する議題・議案及び報酬等の決定は、取締役（会）の権限とされている。これに対し、監査役（会）は、選解任等に関する議案等への同意権及び議案等の提案権（会社法第

344条)並びに報酬等に関する同意権(同法第399条第1項・第2項)を有することとされている。もっとも、会計監査人の選解任等に関する議案等及び報酬等を、監査を受ける立場にある取締役(会)が決定する仕組みは、会計監査人の独立性の観点から問題があるとの指摘がされている。そこで、本文は、会計監査人の選解任等に関する議案等及び報酬等の決定に対する監査役(会)の関与の在り方について、見直しを検討すべき事項はあるかを問うものである。

- 2 具体的には、会計監査人の選解任等に関する議案等及び報酬等の決定を監査役(会)の権限とすべきであるという指摘がある。そこで、(注1)は、この点についてどのように考えるかを問うものである。

上記の指摘に対しては、監査役(会)は、会計監査人の選解任等に関する議案等への同意権及び議案等の提案権並びに会計監査人の報酬等に関する同意権を有することから、会計監査人の独立性は、これらの権限を適切に行行使することによって確保し得るとの指摘もされている。また、監査役(会)設置会社においては、業務執行(決定)機関である取締役会とは別の機関である監査役(会)が取締役職務執行を監査する仕組みを採用しているところ、監査役(会)が業務執行に関する決定権限を有することとなる場合には、別の機関による監査を受けることがない業務執行の決定を認める結果となる。監査役が取締役の権限を排して自ら業務執行に関する決定権限を有するのは、会社・取締役間の訴訟のように、両者間における直接の利害対立が顕在化し、本来の業務執行機関である取締役に業務執行を行わせること自体が適切でないと考えられる場面に限定されているところ、会計監査人の選解任等に関する議案等及び報酬等の決定を、そのような場面と同様に取り扱うことが適切か、という観点からも、検討を要する。以上の点に加えて、監査役が、会社全体の財務状況も考慮して、会計監査人の報酬等について適切に判断し得るかについても、併せて検討を要する。

なお、会計監査人の選解任等に関する議案等及び報酬等の決定を監査役(会)の権限とする場合には、その適切な行使を担保するため、監査役のうち少なくとも1人は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有することが望ましいとの指摘もされているところであり、この観点から現行法の規律を見直すことについても、併せて検討を要すると思われる。

- 3 (注2)は、(注1)に関連して、委員会設置会社において、会計監査人の報酬等の決定を監査委員会の権限とすることについて、どのように考えるかを問うものである。

監査委員会は、監査役(会)とは異なり、会計監査人の選解任等に関する議案の決定権限を有することとされている(会社法第404条第2項第2号)が、会計監査人の報酬等の決定に関しては、監査役(会)と同様、同意権を有するにとどまるものとされている(同法第399条第3項)。もっとも、監査委員は、取締

役会の決議により、取締役の中から選定される（同法第400条第2項）から、会計監査人の選解任等のみならず、その報酬等についても、会社全体の財務状況を考慮した上で、適切に判断し得る立場にあるとも思われる。そこで、会計監査人の報酬等についても、その決定を監査委員会の権限とすることが考えられるのではないか、検討を要する。

第2 取締役会の監督機能に関する検討事項

1 社外取締役の選任の義務付け

社外取締役に期待される機能にかんがみ、監査役会設置会社において、取締役のうち一定数・一定割合を社外取締役とすることを義務付けることについて、どのように考えるか。

（注） 本文に関する検討の前提として、社外取締役に期待される機能のうち、助言機能は、その性質上、監査役会設置会社において、取締役のうち一定数・一定割合を社外取締役とすることを義務付けるかどうかの検討の基礎とはならないと考えられるが、どうか。

（補足説明）

1 本文は、監査役会設置会社において、取締役のうち一定数・一定割合を社外取締役とすること、すなわち、一定数・一定割合の社外取締役の選任（社外取締役の要件を満たす取締役の選任）を義務付けるべきであるとの指摘があることから、この点についてどのように考えるかを問うものである。社外取締役に期待される機能には、様々なものがあり得るため、社外取締役の選任を義務付けることの当否については、社外取締役に期待される機能を整理した上で、機能ごとに分析的に検討する必要があると考えられる。

2 （注）は、本文に関する検討の前提として、社外取締役に期待される機能のうち、助言機能は、その性質上、社外取締役の選任を義務付けるかどうかの検討の基礎とはならないと考えてよいかを問うものである。

社外取締役の役割等については、「平時における経営者の説明責任の確保、有事における社外の視点を入れた判断の担保や経営者の暴走等の防止・安全弁といった役割」や、「取締役の業務執行に対する監督に加え、当該社外又は独立取締役の持つ識見等に基づき、外部的視点から、いかに企業価値を高めていくかといった助言機能」等が挙げられている。これらも踏まえると、社外取締役に期待される主な機能については、以下のような整理をすることができるのではないかと考えられる。

- ① 経営効率の向上のための助言を行う機能（助言機能）
- ② 経営者の評価・選解任その他の取締役会における重要事項の決定に関して議決権を行使することなどにより、経営全般を監督する機能（経営全般の監督機能）
- ③ 会社と経営者との取引の承認など会社と経営者等との間の利益相反を監督する機能（利益相反の監督機能）

このような整理を前提とすると、社外取締役に期待される機能のうち、①の機能（助言機能）については、この機能を活用するかどうかは、会社をどのように経営するかという点に関する意思決定そのものであり、経営者の判断にゆだねることが適切であるといえることができる。したがって、①の機能は、その性質上、法的ルールによりその活用を一律に強制することにはなじまず、社外取締役の選任を義務付けるかどうかの検討の基礎とはならないのではないかと考えられる。

3 これに対して、②の機能（経営全般の監督機能）及び③の機能（利益相反の監督機能）については、経営者が監督を受ける立場となるので、それらの機能を活用するかどうかを経営者の判断にゆだねるのではなく、法的ルールによりその活用を一律に強制する余地もあると考えられる。そこで、それぞれの機能との関係で、社外取締役の選任を義務付けることの当否につき、検討する必要がある。その際には、社外取締役が一般的に各機能を実効的に果たし得るといえるか、また、そのようにいえるとして、社外取締役の選任を義務付けることによる各機能の強化というメリットは、そのデメリットを上回るものといえるか等を考慮する必要がある。

とりわけ、②の機能（経営全般の監督機能）は、経営が適切に行われているかどうかという視点からの監督に関するものであるところ、そのような機能を実効的に果たすためには、会社の事業の全体像や具体的な事業内容に関する十分な理解を前提とした高度な政策的判断が必要となる場面も少なくない。社外取締役は、必ずしも会社の事業の内容に精通しているとはいえないので、社外取締役が一般的に②の機能を実効的に果たし得るといえるか、検討を要する。

これに対して、③の機能（利益相反の監督機能）は、経営者が会社の利益を犠牲にして自己又はその関係者の利益を図っていないかという視点からの監督に関するものであるため、そのような機能を実効的に果たす上では、具体的な事業内容の理解の程度よりも、経営者から独立して監督を行い得る立場にあるかどうか、より重要となるのではないかと考えられる。この点で、社外取締役は、現在及び過去において経営者の指揮命令系統に属したことがないことから、一般的に③の機能を実効的に果たし得るといえるようにも思われる。

もともと、監査役会設置会社においては、監査役は、3人以上で、そのうち半数以上は社外監査役でなければならないとされている（会社法第335条第3項）

ため、それに加えて社外取締役の選任も義務付けることに伴うデメリットにも配慮を要する。具体的には、各会社の規模、業種、業態等に適した柔軟な企業統治体制の構築を阻害することとならないか、また、人材確保の点で会社に過度の負担を課すこととならないか等について、検討を要すると思われる。

- 4 なお、上記において検討した社外取締役の機能を重視するのであれば、選任手続においても、特にそのような機能を期待される存在として社外取締役の位置付けを明確化することが、当該機能の強化という観点から望ましいとも思われる。このような観点から、例えば、株主総会における選任決議に際して社外取締役と他の取締役とを区別し、所定の要件を満たす取締役のうち、株主総会において社外取締役として選任されたものを社外取締役とする等、株主総会における取締役の選任手続の在り方を見直すことについても、併せて検討する余地がある。

2 社外取締役の要件の見直し

社外取締役の機能に関する上記1の整理を踏まえて、社外取締役の要件を見直すことについて、どのように考えるか。

(注1) 例えば、以下の要件を社外取締役の要件に追加することについて、どのように考えるか。

ア 会社と一定の資本関係を有する者（親会社、支配株主等）の関係者でないこと。

イ 会社と一定の事業上の関係を有する者（重要な取引先等）の関係者でないこと。

ウ 会社の経営者の近親者でないこと。

(注2) 社外取締役の要件を、就任前の全期間ではなく、就任前の一定期間（例えば、10年間等）における会社等との関係によるものとする（社外取締役の要件に係る対象期間の限定）について、どのように考えるか。

(補足説明)

- 1 現行法上、社外取締役は、株式会社の取締役であって、当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役若しくは執行役又は支配人その他の使用人でなく、かつ、過去に当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役若しくは執行役又は支配人その他の使用人となったことがないものと定義されている（会社法第2条第15号）。これに対し、経営に対する監督機能の実効性という観点からは、現行法における社外取締役の要件は十分とはいえず、経営者と利害関係を有しない「独立性」が必要であるとの指摘がされている。そこで、本文は、前記第2の1「社外取締役の選任の義務付け」における社外取締役の機能に関する整理を踏まえて、社外取締役の要件を見直すことについて、どのように考えるかを問うものである。

2 (注1)は、社外取締役の要件の見直しを検討する際に問題となると思われる要件の例として、アからウまでの各要件を挙げ、それらを社外取締役の要件に追加することについて、どのように考えるかを問うものである。

とりわけ、経営の監督という観点からは、委員会設置会社における各委員会の委員の構成(会社法第400条第3項)等社外取締役の選任が必要とされる場面との関係で社外取締役の要件を見直すことについて、検討を要する。その際、前記第2の1「社外取締役の選任の義務付け」における整理のとおり、社外取締役に期待される機能のうち、経営の監督に関するものとしては、②の機能(経営全般の監督機能)及び③の機能(利益相反の監督機能)があると考えられるため、それぞれの機能の実効性を確保する観点から、アからウまでの各要件を社外取締役の要件に追加すべきか、機能ごとに検討する必要がある。

まず、②の機能(経営全般の監督機能)との関係では、社外取締役と会社等との間にどのような関係があれば、経営者から影響を受けることにより、経営全般の監督の実効性が阻害される類型的なおそれがあるといえるかを検討する必要がある。その際、会社や経営者と一定の関係を有することは、監督機能を適切に果たすための知識、経験、インセンティブ等の面で、その実効性を高める方向に働くこともあり得る旨の指摘があることにも、十分な配慮を要すると考えられる。

他方、③の機能(利益相反の監督機能)との関係では、利益相反の相手方に応じた検討が必要となる。まず、経営者自身との利益相反については、経営者に対する監督の実効性が問題となるため、経営者からの影響力の有無、程度等について、②の機能(経営全般の監督機能)に関する議論が同様に妥当すると考えられる。これに対して、経営者以外の利害関係者との利益相反については、社外取締役は自ら経営を行う立場にないことを踏まえつつ、利害関係者が経営者に影響力を及ぼすことにより、経営者が会社の利益を犠牲にして当該利害関係者の利益を図る類型的なおそれがあるといえるかを検討する必要がある。その際、検討対象となる各利害関係者が有する影響力の根拠・原因や、利害関係者の範囲の明確性も考慮する必要があると思われる。

3 なお、現行法における社外取締役の要件に加えて、アからウまでの各要件の全部又は一部を満たすことが、経営の監督に関する機能の強化に資すると評価し得るのであれば、そのような要件を満たす取締役に関し、その監督機能にかんがみ、一定の権限や法的効果を定めることも考えられる。上記2における検討と併せて、この点についても検討を要する。

また、上記2において、社外取締役の選任が必要とされる場面との関係で社外取締役の要件を見直すこととする場合でも、責任限定契約(会社法第427条)等取締役としての責任の一部免除の場面において社外取締役に適用される特別の規律については、人材確保の観点から、その適用範囲を従前どおり維持すること

とすべきかどうか、別途問題となる。そこで、この点についても、併せて検討を要する。

- 4 (注2)は、社外取締役の要件を、社外取締役としての就任前の全期間ではなく、就任前の一定期間(例えば、10年間等)における会社等との関係によるものとする(社外取締役の要件に係る対象期間の限定)により、いったん要件を満たさなくなった者にも、当該期間を経過すれば再び社外取締役となる余地を認めるべきであるとの指摘があることから、この点についてどのように考えるかを問うものである。

現行法では、過去に一度でも経営者の指揮命令系統に属したことがある者は、社外取締役の要件を満たさないこととされている(会社法第2条第15号)。これは、平成13年当時の株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項においては、社外監査役の要件を「その就任の前五年間会社又はその子会社の取締役又は支配人その他の使用人でなかつた者」としていたところ、取締役退任後に監査役に就任し、5年以上経過した後に社外監査役に就任する者が多くみられ、社外監査役制度の意図した目的が十分に達せられていないとの指摘があったことから、平成13年改正により、5年間という対象期間の限定が撤廃されたことを踏まえたものである。

社外取締役の要件に係る対象期間の限定については、上記の経緯を踏まえ、社外取締役に関する規律のせん脱につながるおそれがないと評価し得るように配慮しつつ、社外取締役の要件を見直すこととする場合におけるその人材確保の要請等も考慮して、限定の当否や具体的な対象期間の年数等を検討する必要がある。

- 5 なお、社外取締役の要件を見直すこととする場合には、社外監査役の要件についても同様の見直しをすべきかどうか問題となり得る。この点については、監査役の権限に関する整理(とりわけ、会社と経営者等との利益相反が生ずる行為について一定の権限を付与することとすべきかどうか)も踏まえた上で、検討を要すると考えられる。